

## E A R対象外品目にも「直接製品」\*規制？

### 1. はじめに

既に報道されているように、2020年に導入された新ルールは、Entity ListのFootnote1の対象とされた企業群（華為G）向け「直接製品」\*の規制範囲を大幅に拡大しました。規制拡大のポイントは色々ありますが、ここでは「**Direct product of “technology” or “software” subject to the EAR**」が**規制対象になったことに注目**したいと思います。これにより「**EAR対象外品目も規制されうる!**」というのが私の理解ですが、みなさんはどうお考えになるのでしょうか？

\*「直接製品」という呼称は、（人口に膾炙しているものの）誤解を招きやすい、と私は考えております。このため本稿では、敢えて横文字のまま「Direct Product」で話を進めます。（詳しい理由は<http://www.1st-xcont.com/MeaningOfDirectProduct.pdf>を参照）

### 2. 規制条文

#### 【Entity ListのFootnote1抜粋】

(a) Direct product of “technology” or “software” subject to the EAR and specified in certain Category 3, 4 or 5 ECCNs. The foreign-produced item is a direct product of “technology” or “software” subject to the EAR and specified in Export Control Classification Number (ECCN) 3D001, 3D991, 3E001, 3E002, 3E003, 3E991, 4D001, 4D993, 4D994, 4E001, 4E992, 4E993, 5D001, 5D991, 5E001, or 5E991 of the Commerce Control List (CCL) in supplement no. 1 to part 774 of the EAR.

Footnote 1は、上記(a)の条件を満たす外国製品の華為G向けを要許可と定めています。

ややこしいのは、このFootnote 1とEntity Listとが、GP5（General Prohibitionの5番）即ちEnd User/Use規制について詳細を定めたPart744の一部といいながらも、規制自体はGP3（Direct Product規制）というネジレが生じていることです。

根拠規定は、GP3の詳細を定めた§ 736.2(b)(3)です。この中で「Entity Listの対象品目」を「Footnote1の対象とされた企業群（華為G）向けと承知で」納品することが規制されています。前述の通り、Footnote 1の指定品目は「Direct product of “technology” or “software” subject to the EAR」です。よって次に引用するGP3の詳細規定§ 736.2(b)(3) (vi)に則り、その華為G向け納品は規制対象となるわけです。

#### 【§ 736.2(b)(3)抜粋】

**§ 736.2(b) (3) General Prohibition Three—Foreign-produced direct product of specified “technology” and “software” (Foreign-Produced Direct Product Rule).**

(中略)

(vi) Criteria for prohibition relating to parties on Entity List. You may not reexport, export from abroad, or transfer (in-country) without a license or license exception any foreign-

produced item controlled under footnote 1 of supplement no. 4 to part 744 (“Entity List”)  
when there is “knowledge” that:

(A) The foreign-produced item will be incorporated into, or will be used in the “production” or “development” of any “part,” “component,” or “equipment” produced, purchased, or ordered by any entity with a footnote 1 designation in the license requirement column of this supplement; or

(B) Any entity with a footnote 1 designation in the license requirement column of this supplement is a party to any transaction involving the foreign-produced item, e.g., as a “purchaser,” “intermediate consignee,” “ultimate consignee,” or “end-user.”

### 3. なぜ「EAR 対象外でも規制」なのか？

「Direct product of “technology” or “software” subject to the EAR」が華為 G 向けだと GP3 の規制対象になることについては、みなさんも納得されたことと思います。

ではそのような **Direct Product** が「**EAR 対象外でありうる**」とはどういうことでしょうか？「EAR 対象品目」の定義を定めた § 734.3 を見てみましょう。

§ 734.3 には「EAR 対象品目」として5つのタイプが挙げられています。

#### 【EAR 対象品目の5タイプ】

(1)米国内にある品目
(2)米国原産品目
(3)米国原産品目を多量に（de minimis 値超の比率で）含む外国品
(4)米国原産技術・ソフトの Direct Product である外国品
(5)米国原産技術・ソフトの Direct Product であるプラント・設備による外国品

上記の中で本稿の考察対象（Footnote 1 の(a)で述べたもの）に対応しているのは(4)です。念のため(4)の全文を引用します。

(4) Certain foreign-made direct products of U.S.origin technology or software, as described in § 736.2(b)(3) of the EAR. The term “direct product” means the immediate product (including processes and services) produced directly by the use of technology or software:

#### 【拙訳】

US 原産の技術／ソフトにより外国で作られた Direct Product であって、§ 736.2(b)(3)で定めるもの。「Direct Product」という言葉は、その技術／ソフトにより直接生み出された「Immediate Product（工程やサービスも含めての）」を意味する。

これで問題の構図がはっきりしました。

つまり「**EAR 対象の技術・ソフトの Direct Product**」…Footnote 1 に対する

「**米国原産の技術・ソフトの Direct Product**」…§ 734.3

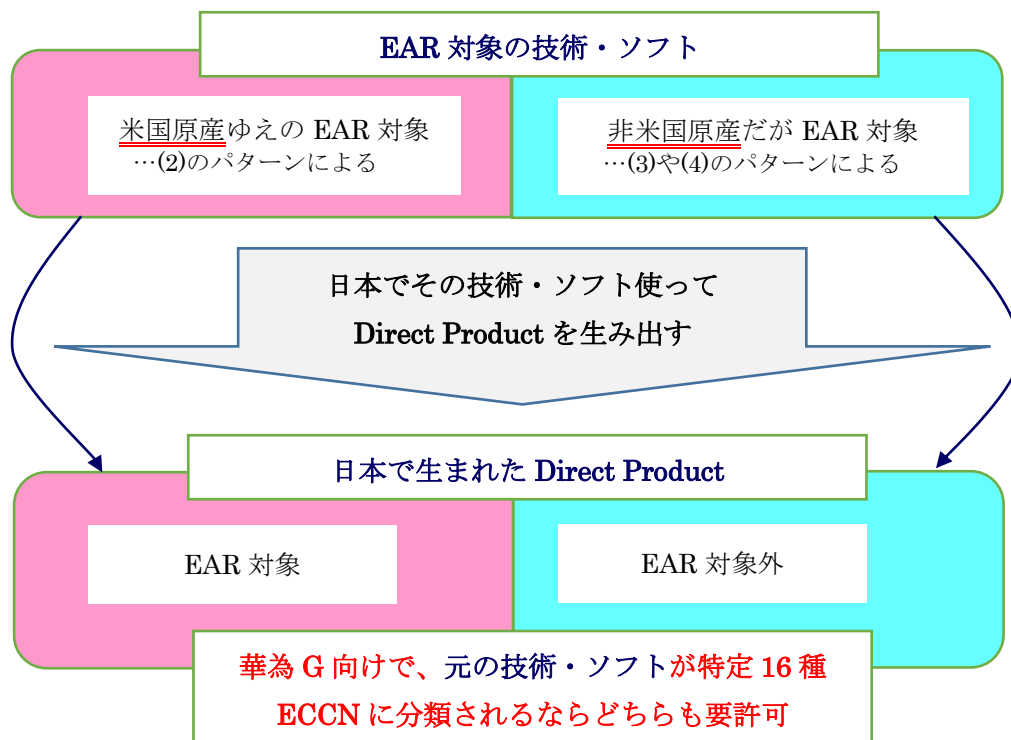
という構図です。

これは何を意味するのでしょうか？

前頁で見たように「EAR 対象品目は5タイプ」があります。このうちの(2)は「米国原産だから EAR 対象になる技術・ソフト」ですが、「**米国原産でなくても(3)や(4)のパターンで EAR 対象となる技術・ソフト**」はありうるのです。

そうした『**(3)や(4)のパターンで EAR 対象となった非米国産技術・ソフト**』による **Direct Product** は「**EAR 対象ではないけれど、Footnote 1 により要許可**」となるのではないのでしょうか？

かなり意外な展開なので、文字だけで説明したのでは納得しがたい方も多いかと思います。図で示してみましょう。



なお、細かい話ですが、華為 G は Entity List 掲載者であるけれど、このような「EAR 対象でない Direct Product」に限っては、GP5 ではなく GP3 で規制されることが一連の考察により裏書きされています。なぜなら GP5 即ち Entity List が華為 G 向けで指定した規制品目は「For all items subject to the EAR」ですから、EAR 対象外品は GP5 規制の枠外となるわけです。

#### 4. もう一度条文を読み直そう

あまりにも意外な論理展開だったので、§ 734.3(4)の「Certain foreign-made direct products of U.S.origin technology or software, as described in §736.2(b)(3) of the EAR.」の意味を取り違えているのではないかと不安になりました。そこで先達の訳を見ると

米国原産の技術又はソフトウェアに基づいて外国で製造された直接製品 (Direct Product)。
--

§ 736.2(b)(3)を参照。…『米国輸出管理法の再輸出規制』 新留二郎 2010年
--

米国原産の技術又はソフトウェアを直接用いて製造された特定の外国製品であって、EAR § 736.2(b)(3)で定めるもの。…EAR 研究者鈴木さん <a href="https://www009.web.fc2.com/EAR_J/J734.pdf">https://www009.web.fc2.com/EAR_J/J734.pdf</a>
--

どちらも「§ 736.2(b)(3)の記述に符合」かつ「米国原産技術・ソフトによる外国製の直接製品」という点は共通しています。とすれば「米国原産技術・ソフトから生れた」ということが、§ 734.3(4)に於いて「その Direct Product が EAR 対象であるための必要条件」という結論は動かないでしょう。

ところで「ナニナニであって、コレコレの規定で定めるもの」というスタイルに見覚えはありませんか？ ほら、貨物等省令に「ナニナニの種類貨物であって、次のイロハニのいずれかに該当するもの」というのがありましたよね。

もしそこで「ナニナニの種類貨物であって」という規制要件を読み飛ばして「イロハニのどれかに該当したら即規制品」などと主張したら笑いものでしょう。

思うに EAR の起草者は、それをやってしまったのではないのでしょうか？ そして誰もそれを咎めなかった。「彼らがそういうのを規制したいっていうんなら、『結論ありき』でもいいんじゃない？」と。かく申す私も「どこかへんだな」と思いつつ、最近まで深く考えることはありませんでした。これは知的劣化と言われても仕方ないな、と反省しています。

なお、条文に一寸手を加えれば、この疵は消せます。